



県章

山形県公報

令和5年4月18日(火)

第397号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……418
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 指定障害児通所支援事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……419
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の
指定に係る事業の廃止……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 山形県指定有形文化財の指定……………(博物館・文化財活用課) ……同
- 山形県指定有形文化財の指定の解除……………(同) ……420
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……421
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(庄内総合支庁農村計画課) ……422
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……同
- 県営土地改良事業計画の変更……………(同) ……423
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……424
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……425
- 公共測量の終了の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 道路の位置の指定……………(置賜総合支庁建築課) ……同

教育委員会関係

告 示

- 山形県教育委員会4月定例会の招集……………426

公 告

- 大規模小売店舗の新設の届出……………(商業振興・経営支援課) ……同
- 一般競争入札の公告……………(会計局) ……427

告 示

山形県告示第309号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和5年4月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	定 員	指定年月日
株式会社A I T O G I 米沢市城西四丁目5番24号	HALEHALE 米沢市万世町梓山字原屋敷4101番地2号	児 童 発 達 支 援	10名	令和 5. 4. 1
株式会社A I T O G I 米沢市城西四丁目5番24号	HALEHALE 米沢市万世町梓山字原屋敷4101番地2号	放課後等デイサービス	10名	同

山形県告示第310号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和5年4月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	定 員	指定年月日
特定非営利活動法人つくしんぼクラブ 米沢市本町二丁目1番35号	SmileSupportビビッド 米沢市門東町一丁目5番3号	放課後等デイサービス	10名	令和 5. 4. 1

山形県告示第311号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和5年4月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	定 員	指定年月日
社会福祉法人白鷹町社会福祉協議会 西置賜郡白鷹町大字荒砥甲488番地	児童発達支援センターにこっと 西置賜郡白鷹町大字畔藤5277番地7	児 童 発 達 支 援	10名	令和 5. 4. 1

山形県告示第312号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和5年4月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	指定年月日
社会福祉法人白鷹町社会福祉協議会 西置賜郡白鷹町大字荒砥甲488番地	児童発達支援センターにこっと 西置賜郡白鷹町大字畔藤5277番地7	保育所等訪問支援	令和5.4.1

山形県告示第313号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和5年4月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	廃止年月日
株式会社からふる 米沢市万世町桑山4461	かりやす 米沢市万世町梓山宇原屋敷4101番地2号	児童発達支援	令和5.3.31
株式会社からふる 米沢市万世町桑山4461	かりやす 米沢市万世町梓山宇原屋敷4101番地2号	放課後等デイサービス	同

山形県告示第314号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和5年4月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人山形県社会福祉事業団 山形市宮町一丁目3番36号	ふれんず 酒田市北新橋一丁目1番18	就労移行支援	令和5.3.28
社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会 鶴岡市泉町5番30号	鶴岡市ゆうあいプラザ生活介護・自立訓練（生活訓練）事業所 鶴岡市ほなみ町3番2号	自立訓練（生活訓練）	同 3.31
社会福祉法人親和会 鶴岡市朝陽町4番10号	ヘルパーステーションしんわかい 鶴岡市みどり町22番43-2号	居宅介護	同
社会福祉法人親和会 鶴岡市朝陽町4番10号	ヘルパーステーションしんわかい 鶴岡市みどり町22番43-2号	重度訪問介護	同

山形県告示第315号

山形県文化財保護条例（昭和30年8月県条例第27号）第4条第1項の規定により、山形県指定有形文化財として次のとおり指定する。

令和5年4月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

種 別	名 称	員 数	所 有 者	所 有 者 の 住 所
絵画の部	絹本著色 東都品川八ツ山 図 京四條之涼図 浪花天保 山図 歌川広重筆 附 軸 箱	3幅	天童市	天童市老野森一丁目1番1号

山形県告示第316号

山形県文化財保護条例（昭和30年8月県条例第27号）第5条第3項の規定により、次のとおり山形県指定有形文化財の指定を解除した。

令和5年4月18日



山形県知事 吉 村 美 栄 子

種 別	名 称	員 数	所 有 者	所 有 者 の 住 所	解 除 年 月 日
建造物の部	旧東田川郡役所 及び郡会議事堂	2棟	鶴岡市	鶴岡市馬場町9番25号	令和5年3月20日

山形県告示第317号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、山形市東部土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和5年4月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	石 山 栄 一	山形市大字青野508番地の2

山形県告示第318号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、山形市東部土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和5年4月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	三 澤 孝 司	山形市高原町898番地

山形県告示第319号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、吉野川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和5年4月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	泉 妻 隆 一	南陽市金山3528番地
同	大 友 秋 雄	同 宮内1083番地
同	高 橋 篤	同 蒲生田867番地
同	堀 野 広 一	同 中落合660番地
同	戸 田 明	同 鍋田1130番地
同	戸 田 美 喜 男	同 若狭郷屋729番地の2
同	大 浦 浩 一	同 長岡1494番地
監 事	泉 妻 俊 治	同 金山3233番地の1
同	中 川 幸 夫	同 二色根217番地の3

山形県告示第320号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、吉野川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和5年4月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	高 橋 隆	南陽市金山1596番地
同	高 橋 哲 郎	同 宮内2435番地
同	佐 藤 政 彦	同 蒲生田578番地
同	堀 野 広 一	同 中落合660番地
同	戸 田 明	同 鍋田1130番地
同	遠 藤 秀 俊	同 若狭郷屋169番地
同	横 山 正 彦	同 俎柳1134番地
監 事	後 藤 勝 一	同 金山4794番地
同	小 関 啓	同 郡山919番地
同	中 川 幸 夫	同 二色根217番地の3

同	佐藤 茂	同 蒲生田849番地の10
---	------	---------------

山形県告示第321号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、大町溝土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和5年4月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	佐 藤 良	酒田市大野新田字村南164番地
同	須 田 正 弘	同 山寺字宅地57番地の1
同	前 田 茂	同 生石字登路田71番地の1
同	石 川 巖	同 中野目字割前88番地
同	佐 藤 隆	同 遊摺部甲31番地
同	佐 藤 晃 喜	同 勝保関字前41番地
同	土 田 和 浩	同 土渕字新田町41番地
同	佐 藤 昭 洋	同 字新町44番地
同	小 野 寺 耕	同 飛鳥48番地内第2号
監 事	佐 藤 孝 喜	同 中牧田字山岸52番地
同	阿 曾 建 夫	同 檜橋字大柳93番地
同	白 石 俊 彦	同 亀ヶ崎三丁目2番12号

山形県告示第322号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、大町溝土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和5年4月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	佐 藤 良	酒田市大野新田字村南164番地
同	小 野 寺 耕	同 飛鳥48番地内第2号

同	須 田 正 弘	同	山寺字宅地57番地の1
同	石 川 巖	同	中野目字割前88番地
同	佐 藤 隆	同	遊摺部甲31番地
同	佐 藤 晃 喜	同	勝保関字前41番地
同	土 田 和 浩	同	土淵字新田町41番地
同	平 向 修	同	地見興屋字前割60番地
同	須 田 仁	同	山楯92番地
監 事	佐 藤 孝 喜	同	中牧田字山岸52番地
同	白 石 俊 彦	同	亀ヶ崎三丁目2番12号
同	後 藤 喜 博	同	飛鳥98番地

山形県告示第323号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営常万地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年4月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営常万地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
庄内町役場
- 3 縦覧に供する期間
令和5年4月19日から同年5月22日まで
- 4 その他
 - (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第324号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和5年4月18日から同年5月2日まで縦覧に供する。

令和5年4月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形羽入線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
天童市大字高掬字影沢北1949番5から		旧	43.8メートル	1
同 まで			34.5	
同	上	新	43.1メートル	同上
			34.5	

山形県告示第325号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和5年4月18日から同年5月2日まで縦覧に供する。

令和5年4月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下原山形停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
山形市藤沢川70番1から		旧	15.0メートル	33
同 飯塚町1795番1まで			11.0	
同	上	新	15.0メートル	同上
			11.0	

山形県告示第326号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和5年4月18日から同年5月2日まで縦覧に供する。

令和5年4月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 下原山形停車場線
- 2 供用開始の区間 山形市藤沢川70番1から
同 飯塚町1795番1まで
- 3 供用開始の期日 令和5年4月18日

山形県告示第327号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和5年4月18日から同年5月2日まで縦覧に供する。

令和5年4月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 赤湯停車場大橋線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
南陽市大橋字地藏浦東2489番5から 同 2483番7まで	旧	13.5メートル } 9.5	144メートル
南陽市大橋字地藏浦東2489番5から 同 鍋田字大道端1868番まで		13.5メートル } 9.5	同 上
南陽市大橋字地藏浦東2489番5から 同 2486番2まで	新	32.5メートル } 13.5	123メートル

山形県告示第328号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和5年4月18日から同年5月2日まで縦覧に供する。

令和5年4月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 赤湯停車場大橋線
- 2 供用開始の区間 南陽市大橋字地藏浦東2489番5から
同 2486番2まで
- 3 供用開始の期日 令和5年4月18日

山形県告示第329号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和5年4月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
山形市の一部
- 2 公共測量を実施した期間
令和3年6月2日から令和5年3月31日まで
- 3 作業の種類
公共測量 数値地形図修正（地図情報レベル2500）

山形県告示第330号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び南陽市役所において縦覧に供する。

令和5年4月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私道置総建第361号
- 2 指定の場所 南陽市柵塚字角田1520番1
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル
延長 57.16メートル
- 4 指定年月日 令和5年4月11日

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第8号

山形県教育委員会4月定例会を次のとおり招集した。

令和5年4月18日

山形県教育委員会
教育長 高橋 広 樹

- 1 招集の日時 令和5年4月20日（木） 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号
山形県庁舎教育委員会
- 3 議 題
 - (1) 令和5年度山形県教科用図書選定審議会委員の任命について
 - (2) 教職員の人事について

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び山形市役所において令和5年8月18日まで縦覧に供する。

令和5年4月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
くらしのセンターコープ桜田店・ツルハドラッグ山形桜田店
山形市桜田東四丁目9番11号外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
生活協同組合共立社	鶴岡市宝田一丁目3番23号	安 達 忠 士
株式会社須藤不動産	天童市芳賀タウン北三丁目2番11号	須 藤 芳 男

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
生活協同組合共立社	鶴岡市宝田一丁目3番23号	安 達 忠 士
株式会社ツルハ	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	八 幡 政 浩

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和5年11月21日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,429平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 91台

- (2) 駐輪場の収容台数 36台
- (3) 荷さばき施設の面積 147平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 25立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 を 行 う 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
生 活 協 同 組 合 共 立 社	午前7時	午後11時
株 式 会 社 ツ ル ハ		翌午前0時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前6時30分から翌午前0時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数 3か所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前4時から午後9時まで

8 届出年月日

令和5年3月20日

9 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和5年8月18日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ロータリ除雪車、除雪グレーダ、除雪ドーザ、凍結防止剤散布車及び小型除雪車の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年4月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日時 令和5年5月15日（月） 午後2時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量

- イ ロータリ除雪車2.6メートル級（スイング式雪切板ロング付き） 1台
- ロ ロータリ除雪車2.6メートル級 1台
- ハ ロータリ除雪車2.6メートル、220キロワット級 1台
- ニ ロータリ除雪車2.2メートル級 1台
- ホ 除雪グレーダ4.0メートル級 1台
- ヘ 除雪グレーダ3.7メートル級 1台
- ト 除雪ドーザ14トン級 1台
- チ 凍結防止剤散布車 2台
- リ 小型除雪車1.0メートル級 1台
- ヌ 小型除雪車1.0メートル級（ロング雪切板付き） 2台

- (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和6年3月29日（金）
- (4) 納入場所 納入場所一覧表による。

- (5) 入札方法 (1)のイからヌまでのそれぞれについて、総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
- 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和5年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和5年1月27日付け県公報第374号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
- イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 当該調達物品又はこれと同機種の物品を製造した実績又は納入した実績があることを証明できること。
- (6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できることを証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、仕様書、納入場所一覧表及び入札説明書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2720
- (2) 仕様書、納入場所一覧表及び入札説明書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 2の(1)のイからヌまでのそれぞれについて、規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和5年5月1日（月）午前11時までに、競争入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同年4月27日

- (木) 午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出するとともに、併せて3の(5)及び(6)に係る事項を証する書類並びに2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。
- (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札により調達をする物品の取得については、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月県条例第6号）第3条の規定により議会の議決を要する場合がある。
- (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (6) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
- ① 2.6meter Rotary Snow Remover (with swing-type long snow cutter) Quantity: 1
 - ② 2.6meter Rotary Snow Remover Quantity: 1
 - ③ 2.6meter, 220kilowatt Rotary Snow Remover Quantity: 1
 - ④ 2.2meter Rotary Snow Remover Quantity: 1
 - ⑤ 4.0meter Snow Removal Motor Grader Quantity: 1
 - ⑥ 3.7meter Snow Removal Motor Grader Quantity: 1
 - ⑦ 14ton Snow Removal Wheel Loader Quantity: 1
 - ⑧ Truck Mounted Material Spreader Quantity: 2
 - ⑨ 1.0meter Compact Snow Remover Quantity: 1
 - ⑩ 1.0meter Compact Snow Remover (with long snow cutter) Quantity: 2
- (2) Time-limit for tender: 2:00 P.M. May 15, 2023
- (3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)2720

令和5年4月18日印刷
令和5年4月18日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県